

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月十八日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条の九第六項中「第四百四十五条の五」を「百四十五条の十三」に改める。

附則第八条の九第一項の表中「第十条の二の二第八項」を「第十条の二の二第九項」に改め、同条第二項の表中「第十条の二の二第十項」を「第十条の二の二第十一項」に改める。

附則第十条の四第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年七月二十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十条の四第一項の改正規定 令和七年九月一日
- 二 第三十条の九第六項の改正規定 令和八年四月一日